

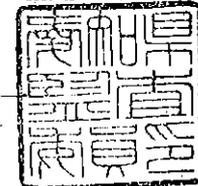
19 監査第 171 号  
平成 19 年 12 月 26 日

別記請求人及び代理人 様

愛知県監査委員 深 谷 憲 彦



同 兵 藤 俊 一



同 小 林 功 一



同 松 川 浩 明



地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求について  
(通知)

平成 19 年 11 月 26 日付けで提出のありました地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

1 請求の趣旨

請求人らから提出された2007年11月26日付けの職員措置請求書によれば、請求の趣旨は次のとおりである。

- (1) 設楽ダムは国土交通大臣が特定多目的ダム法（特ダム法）に基づいて建設するダムである。設楽ダムの貯水容量と開発水量は以下の通りとされている。

設楽ダムの目的別貯水容量と開発水量 単位：万 m<sup>3</sup>、水道・農業用水開発水量はm<sup>3</sup>/s

目的別容量区分 (字下げは内訳)	旧フルプラン	2006年フルプラン		
	容量	容量(開発水量)	対総容量率	対有効容量率
総貯水容量	10,000	9,800	1.00	
有効貯水容量	9,600	9,200	0.94	1.00
洪水調節容量	1,900	1,900	0.19	0.21
利水容量	7,700	7,300	0.74	0.79
新規利水		1,300	0.13	0.14
水道用水		(0.18)	0.05	0.05
農業用水		(0.34)	0.09	0.09
流水正常機能維持		6,000	0.61	0.65
堆砂容量	400	600	0.06	

- (2) 設楽ダムの特ダム法4条に定める基本計画は現在作成中であるが、概算事業費は2000億円とされている。各目的別の費用負担額は分離費用身替妥当支出法によって算出されることになっているが、具体的な費用負担額は明らかにされていない。

- (3) 特ダム法8条により、河川法60条1項による愛知県（以下「県」という）の設楽ダムの費用負担金額には、①流水正常機能維持及び洪水調節目的について、それぞれの費用負担額の10分の3、および農業用水について、かんがい目的費用負担額から利用者負担額を差し引いた額の10分の3のほかに、②県が収納する農業用水についてのかんがい利用者負担額が合算されている。

そして特ダム法10条1項、同法施行令12条によれば、上記農業用水については、その費用負担額のうち、その10分の1はかんがい利用者が負担しなければならない。但し、この徴収は県知事が条例に基づいて行い、徴収した負担金は県に帰属するとされている。（特ダム法10条2、3項、11条）

以上の通り、設楽ダムの農業用水の利用者の費用負担は、国に対しては、県が負担すべき費用負担額に含まれているが、その本来の負担義務は利益の帰属者であ

る利用者が負っているので、県は条例に基づいてそれを利用者から徴収する徴収・納付構造になっているのである。

- (4) 農業用水のかんがい利用者の費用負担についての上記徴収・納付構造においては、県が特ダム法10条3項に基づくかんがい利用者負担金徴収条例を制定していなければ、県は国に対しては特ダム法8条に基づいて費用負担金の負担・納付義務を負う一方、本来の負担義務者であるかんがい利用者に対してその負担金を徴収できず、これらの者は費用負担を免れることになる。

県には特ダム法10条3項に基づくかんがい利用者負担金徴収条例は存在しない。農業用水を新規利水容量を含む特定多目的ダムとして矢作ダムが既に建設されているが、県は上記条例を制定しておらず、矢作ダムについて、かんがい利用者からの費用負担金の徴収をすることなく、国に対してかんがい利用者の費用負担金額を納付してきている。

このような特ダム法10条3項に基づくかんがい利用者負担金徴収条例が存在しない下でなされる県の国に対する設楽ダムのかんがい利用者の費用負担金額に係る費用負担金の負担・納付は、特ダム法が予定しない違法なものであることはいうまでもない。

- (5) よって、設楽ダムの愛知県の費用負担金につき、①支出しない、②支出されたときは支出職員に対する損害賠償請求、③その他必要な措置、以上の措置を求める。

## 2 要件審査

監査の実施にあたり、本件住民監査請求が地方自治法第242条の要件に適合しているかどうかについて審査を行ったが、その結果は次のとおりである。

- (1) 住民監査請求は、地方公共団体の機関又は職員による違法又は不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「財務会計行為」という。）があると認めるときに、住民が監査委員に対し監査を求め、当該財務会計行為の防止、是正又は当該財務会計行為によって地方公共団体がこうむった損害の補填に必要な措置を講ずべきことを請求する権能を認めた制度である。
- (2) 住民監査請求においては、請求人が違法・不当と主張する財務会計行為について、なぜそれが違法・不当であるのか、その理由あるいは事実を具体的に示さなければならぬと解され、違法・不当の理由が単なる個人的な推測や見解を述べたに過ぎない場合は、財務会計行為を違法・不当とする理由とはならないものである。
- (3) 請求人らは、設楽ダムに対する愛知県の費用負担についての違法性・不当性の理由を、特定多目的ダム法に基づくかんがい利用者負担金徴収条例が存在しないもと

でなされる県の国に対する設楽ダムのかんがい利用者の費用負担金の負担・納付は、特定多目的ダム法が予定しない違法なものであることはいうまでもないとしている。しかしながら、請求人らも述べるように設楽ダムの基本計画が作成中の段階であり、そうした状況で設楽ダムが特定多目的ダム法が予定しない違法なものであるとする主張は、推測上の一見解にすぎず、愛知県の財務会計行為の違法性、不当性を具体的に摘示しているとは言えないものである。

- (4) 以上のことから、本件住民監査請求は、地方自治法第242条の要件を欠いているので、不適法である。